調布市子どもの食の確保事業補助金のスケジュール

子ども食堂等　　子ども政策課

①　事前協議 →

補助金は4/1からの支出分までさかのぼって利用することが可能ですが、**領収書やレシート等の支出が確認できる書類が必要**となります。

補助金の利用について、どのような内容でもお気軽にお尋ねください。

②　補助金の申請（交付申請） → 審査

◆提出書類
- 交付申請書(第1号様式)・交付申請明細書
- 子ども食堂等の開催予定概要(様式1)
- 設備整備費等の補助を申請する場合、当該経費の金額がわかる書類
- 子ども食堂の場合、行事保険等保険証書の写し、保健所に係る書類（該当あれば）
- 債権者登録の無い団体の場合、債権者登録兼支払金口座振替依頼書

補助金の利用を決めましたら、**6月30日まで**を目途に子ども政策課までお申出ください。なお、申請にあたっては、左記の書類のご提出が必要となります。なお、子ども食堂の場合、行事保険等保険証書、保健所に係る書類（該当あれば）の写しを参考資料として併せてご提出ください。

③　交付・不交付の決定（交付決定） ←

④　請求書等の提出 →

⑤　補助金の支払い ←

審査後（審査には時間がかかりますのでご了承ください）に子ども政策課から交付・不交付の決定を「交付（不交付）決定通知書」にてお知らせします。
なお、支払は債権者・口座振替登録先又は「交付申請書」記載の指定口座への振り込みとなります。
また、分割払いで交付決定した場合、当該年度2回目以降の支払いについては、指定する期日までに請求書等をご提出ください。

ここまでの手続きを**3/31までに**

⑦　補助金の精算（実績報告） → 確認

◆提出書類
- 実績報告書(第3号様式)
- 実績報告明細書
- 月別収支報告書（様式2）
- 子ども食堂等の開催実績概要(様式3)
- 領収書、レシート等

補助金の精算を行う必要がありますので、**当該年度の最終開催から2週間または4月3日のいずれか早い方まで**に左記の書類を子ども政策課までご提出ください。提出後は、子ども政策課にて内容の確認を行います。

⑧　金額の確定（確定通知） ←

「実績報告書」の確認が終わりましたら、「確定通知書」にて結果をお知らせします。内容によっては、**補助金の一部返金等の可能性もありますので御了承ください**。

ここまでの手続きを**5/15までに**